

No.	施設区分	書類区分	送付日	問	回答
1	C 認知症対応型 共同生活介護	募集要領	R3.6.2	募集数について、1施設(定員9人×2ユニット)とあるが、1ユニットの施設として応募することは可能か。	第1次募集においては、定員9人×2ユニットの1施設を新設するもののみ対象です。 なお、既存建物を活用するものであっても対象となります。
2	C 認知症対応型 共同生活介護	募集要領	R3.6.2	既存の2ユニットの施設に、1ユニットの増設として応募し、3ユニットの施設とすることは可能か。	第1次募集においては、定員9人×2ユニットの1施設を新設するもののみ対象です。 なお、既存建物を活用するものであっても対象となります。
3	I 特別養護老人 ホーム(既存 施設の増床)	募集要項	R3.6.2	既存施設の床数から増床する場合、建替を伴う場合であっても、既存施設の増床であるものとして、区分Iに応募できるという解釈でよろしいか。	お見込みのとおりです。
4	I 特別養護老人 ホーム(既存 施設の増床)	募集要項	R3.6.2	募集Iの整備条件において、ユニット型施設にあってはユニット型施設、従来型施設にあっては従来型施設での転換である旨記載があるが、混合型での施設整備は該当しないということか。	1つの施設において、ユニット型と多床室が混在するものとして指定することは認められておりません。このことを踏まえ、既存施設の増床により増床する場合は、既存施設と同じ種別(ユニット型又は多床室)となります。ただし、既存施設のユニット型、従来型施設の別を変更した上で増床する計画であれば、募集Iの整備要件を満たすこととします。
5	共通	応募要項	R3.6.2	開設時期について、開設予定が令和3年度内であれば、応募できないということか。また、令和3年度内の開設予定とあるが、指定申請まで完了する必要があるか。	不測の事態等により、令和3年度中の開設が困難となった場合には、必要に応じて時期を調整することも想定されますが、募集時点で、4年度以降の開設を無条件に認めるものではありません。募集要項において、開設時期が令和3年度となっているものについては、令和3年度中に、指定申請まで完了することを見込んで計画してください。
6	共通	応募書類	R3.6.3	応募書類の様式8について、具体的にはどのように記載することとなるか。 様式8の項目1の記載内容について、現在、盛岡市内で運営させて頂いている2事業所に加えて全国で運営しているグループホームやサ高住や特定施設等の居住系施設のみ記載する内容で宜しいでしょうか？	盛岡市内に所在する事業所を全て記載してもなお10事業所に満たない場合は、選定要領第5第3項における上位の事業所から順番に、10事業所に到達するまで記載することとなりますが、その上で、応募する施設区分と同じ事業所を優先して記載します。 【例】盛岡市内に1事業所、八幡平市に2事業所、宮古市に2事業所、福島県に1事業所、東北地方以外に50事業所運営しており、区分C：認知症対応型共同生活介護に応募する場合における、応募書類様式8(書類番号13)の作成方法 様式の上段から順番に、 ①盛岡市内の1事業所を記載 ②八幡平市の2事業所を記載 ③宮古市の2事業所を記載 ④福島県の1事業所を記載 ⑤東北地方以外に所在する事業所について、認知症対応型共同生活生活介護の事業所を優先して4事業所を記載(認知症対応型共同生活生活介護事業所がない場合は、任意の4事業所) 注1 ②～④それぞれの範囲内で10事業所に到達する場合は、応募する施設区分と同じ事業所を先に記載します。 注2 様式8に記載できなかった事業所については、別紙として任意様式で提出をお願いいたします。任意様式に記載する事業所については、過去6年間の直近の実地指導における文書指摘の数、介護職員処遇改善加算の算定区分、介護職員等特定処遇改善加算の算定区分の記載は不要です(介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書の基本情報入力シート、個票等から調製したものを提出していただくことでも差し支えありません。) 注3 先に公表されているQ&A No.7についても、御確認くださいませようをお願いいたします。
7	E 看護小規模多 機能型居宅介護	募集要項	R3.6.4	設置に対する補助制度の説明において、「空き家の活用」とあるが、休止中の施設を改修する場合も対象となるか。	「空き家」とは、休止中の施設等ではなく、人が住んでいない民家のことを指すものであり、空き家の活用の区分ではなく、新設の区分で、補助対象となるものと考えております。 ※御質問の事例に係る解釈について、県に照会を行っているため、改めて回答を提示いたします。
8	A 特別養護老人 ホーム(既存 施設の増床)	応募書類	R3.6.9	応募様式5「資金計画書」について、転換に伴う費用が生じない場合は、運転資金のみ記入することで差し支えないか。	差し支えありません。
9	A 特別養護老人 ホーム(既存 施設の増床)	応募書類	R3.6.9	応募様式6「収支見込書」について、転換する床数分に係る収支を記載するのか、又は、施設全体の床数の収支を記載するのか。	転換する床数分に係る収支について積算の上、収支見込書の作成をお願いいたします。
10	A 特別養護老人 ホーム(既存 施設の増床)	応募書類	R3.6.9	「位置図及び写真」については、A及びJ(既存施設に併設する短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換)の場合も用意しなければならないか。また、必要である場合、既存施設の位置図及び周辺写真の添付でよいか。	A及びJへの応募であっても、既存施設の位置図及び周辺写真の提出をお願いいたします。
11	A 特別養護老人 ホーム(既存 施設の増床)	応募書類	R3.6.9	応募書類のエクセル(ファイル名「oubosyorui」)について、入力した内容が、別シートの関連しない箇所に表示されるが、修正したファイルは公開されるか。	エクセルシートが全選択された状態で公開されておりましたので、修正の上、再公開いたしました(6月14日)。大変失礼いたしました。

No.	施設区分	書類区分	送付日	問	回答
12	F 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	募集要項	R3.6.11	現在、公募選定を要しないサービスの指定申請を検討しており、その事業予定地も確保しているが、当該予定地において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営することも想定して、今回の募集に応募することは可能か。	可能です。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受ける上で必要とされている看護職員の人数を配置していることをもって訪問看護の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができることとされており、併せて指定を受けることは差し支えないものとされています。
13	F 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	募集要項	R3.6.11	選定された場合、介護予防サービスの指定の申請を行うこととあるが、既存施設で介護予防サービスの指定を受けていない事業所がある場合、法人が運営する全ての事業所において、介護予防サービスの指定申請を行わなければならないということか。	今回の公募において選定されたサービスについて、介護予防サービスの指定申請を行うことを求めます。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、介護保険法に介護予防サービスの規定がないものについては、適用されません。既存事業所についても介護予防サービスを行うことを求めるものではありません。
14	G 特定施設入居者生活介護	応募書類	R3.6.11	書類番号16「人員配置計画書」について、特定施設入居者生活介護の人員基準上、ユニット単位での配置ではないにもかかわらず、様式10及び11において、ユニット単位で配置することを前提とする様式と見受けられるが、当該様式を使用しなければならないか。また、特定施設入居者生活介護においては、施設長（管理者）、生活相談員、計画作成担当者、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の配置が必要であるが、様式10及び11に記載する必要はないのか。	応募するサービス種別の人員基準に即したのものになるよう、適宜情報を加除した上で、提示した応募様式を使用してください。必要職種についても同様です。
15	共通	募集要領	R3.6.13	募集要項において、開設時期が令和3年度となっているものについて、 (1) 令和3年度とは令和4年3月31日までに開設と言う意味か (2) 令和4年度に開設する場合は次年度に改めて応募しなければならないのか。 (3) 「必要に応じて、時期を調整することがある。」とあるが、これに該当する事例や条件は何か。	(1) お見込みのとおりです。 (2) 応募時点で、令和4年度に開設することを見込む計画となっている場合は、次回以降の募集に応募してください。 (3) 不測の事態等により、令和3年度中の開設が困難となった場合に、必要に応じて時期を調整することを想定しています。
16	I 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	Q&A	R3.6.14	令和3年度介護報酬改定において、個室ユニット型施設の設備・人員配置基準関係にてユニット入居定員が変更になり、「盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営基準等を定める条例」第45条（1）アについても「一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、かつ、15人を超えないものとする」と改正されたが、今般提出の計画書で1ユニット15人とした場合、やむを得ないと考える理由を事業計画書の別紙等で提出する必要があるか。	市条例において「15人を超えないものとする」と規定していることから、15人までは、市条例の基準を満たすものとなります。1ユニット15人として計画してください。
17	I 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	応募書類	R3.6.14	施設の増床に伴い既存建物を改修又は建替する場合、様式3事業計画書「5 整備概要」に記載する整備区分は「新築・増築・改築」のいずれになるのか。	「改築」としてください。
18	I 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	応募書類	R3.6.14	施設の増床に伴い既存建物を改修又は建替する場合、様式3事業計画書「3 床数」「5 整備概要」の建築面積には、既存建物改修分を含めて記載するのか。また、併設事業所を同時に改修する場合、建築面積には、併設事業所の面積も含めて記載するのか。	「3 床数」については、増床分のみ記載してください。「5 整備概要」の建築面積については、改修全体に係る建築面積を記載した上で、増床に係る部分の建築面積及び併設事業所に係る面積を明らかにしてください。
19	I 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	応募書類	R3.6.14	施設の増床に伴い、併設事業所を含む既存建物を改修又は建替する場合、「様式6 収支見込書」には、既存建物に係る改修分も含めて記載するのか。	増床する床数分に係る収支について積算の上、収支見込書の作成をお願いいたします。
20	I 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	応募書類	R3.6.14	施設の増床に伴い、併設事業所を含む既存建物を改修又は建替する場合、「様式9 職員配置表」には、併設事業所分も含めて記載するのか。	お見込みのとおりです。
21	I 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	応募書類	R3.6.14	施設の増床に伴い既存建物を改修又は建替する場合、様式3事業計画書「8 資金計画」に記載する補助金額は、増床する床数に既存建物の床数分を加えて施設等整備費及び開設準備経費を算出することで差し支えないか。	増床する床数分について補助金の対象となります。
22	共通	応募書類	R3.6.14	「都市計画法の開発許可」について、開発許可申請は不要であるが、開発許可申請に代わる協議申請を行う必要がある旨担当部署から指導を受けたが、様式4 土地・建物に係る関係部署との協議状況調書「1 土地・建物の概要(1)建設予定地の概要」には、「開発許可は不要」と記載してよいのか。	お見込みのとおりです。
23	共通	応募書類	R3.6.14	平面図及び立面図は検討段階であることから、検討中の内容を提出することではないか。	実際に整備することとなった場合と乖離しない内容で提出してください。
24	I 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	募集要項	R3.6.14	選定された場合、介護予防サービスの指定の申請を行うこととあるが、介護老人福祉施設の場合は、空床利用の介護予防短期入所の指定申請と解釈してよいのか。	今回の公募において選定されたサービスについて、介護予防サービスの指定申請を行うことを求めているものであり、介護老人福祉施設等、介護保険法に介護予防サービスの規定がないものについては、適用されません。
25	I 特別養護老人ホーム（既存施設の増床）	応募書類	R3.6.14	25床の増床で応募を考えているが、増床と併せて建替えることを計画している。応募書類の提出に当たっては、既存の床数に増床分を加えた床数で提出してよいのか。また、併設する介護保険事業分に係る事項も含めた記載でよいのか。	上記の回答内容に即し、必要に応じて全体に係る内容(面積、金額、人数等)を記載した上で、増床に係る部分の内容及び併設事業所に係る内容を明らかにしてください。